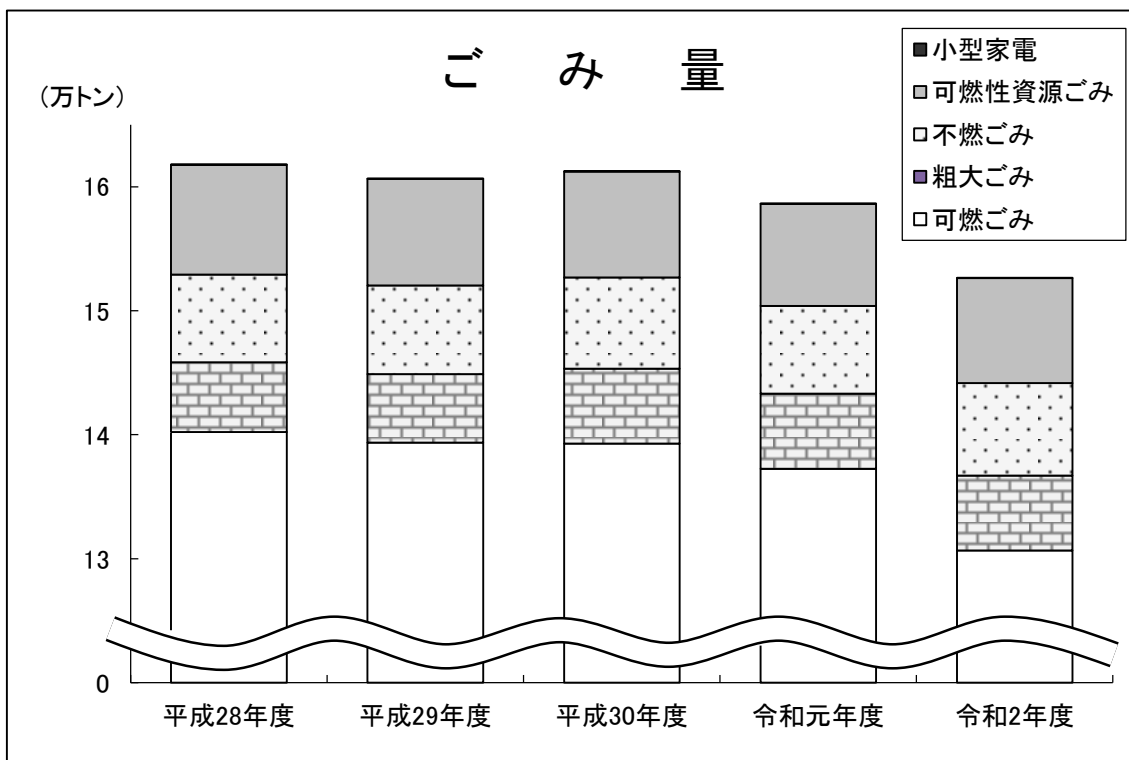
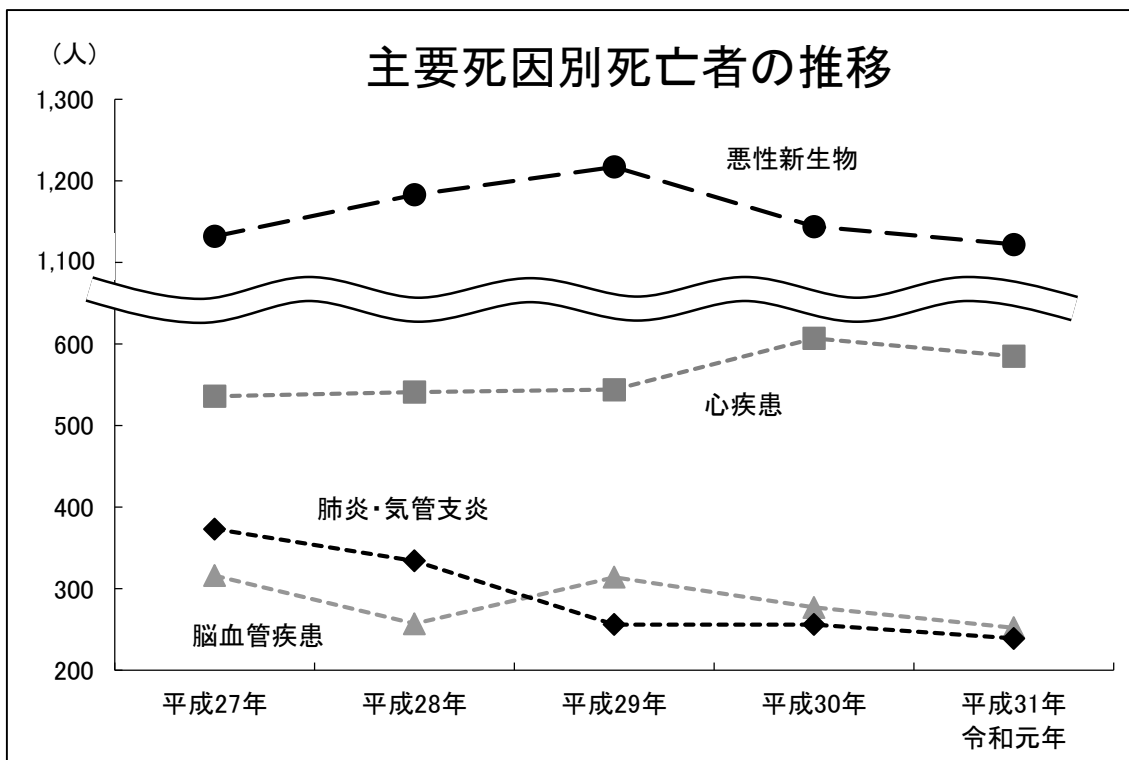


9 保健，衛生及び環境



9-1 医療施設数

「医療法」・「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」・「柔道整復師法」・「歯科技工士法」に基づく届出による。

(1) 医療施設数

- 「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。
- 「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって、患者 19 人以下の入院施設を有するもの、又は患者の入院施設を有しないものをいう。

(各年度末現在)

年 度	総 数		病 院		有床診療所		無 床 診療所	歯 科 診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数		
平成28年度	822	5,286	24	5,141	14	145	496	288
29	830	5,347	24	5,202	14	145	508	284
30	848	5,371	25	5,230	13	141	526	284
令和元年度	856	5,330	25	5,193	12	137	532	287
2	858	5,335	25	5,198	12	137	540	281
国	-	-	-	-	-	-	-	-
県	1	400	1	400	-	-	-	-
市	7	257	1	257	-	-	6	-
健康保険組合・その連合会	-	-	-	-	-	-	-	-
公 益 法 人	6	310	1	310	-	-	4	1
医 療 法 人	264	3,127	19	3,026	9	101	181	55
学 校 法 人	7	963	1	963	-	-	6	-
会 社	5	-	-	-	-	-	5	-
そ の 他 の 法 人	23	182	1	182	-	-	22	-
個 人	545	96	1	60	3	36	316	225

資料 市保健所保健総務課

(2) 助産所その他の医療関係施設数

(各年度末現在)

年 度	助産所	出張業務のみ		施術所	出張業務のみ		歯科技工所
平成28年度	60	54		732	239		58
29	60	54		744	246		58
30	59	54		758	251		58
令和元年度	61	55		775	261		59
2	66	60		801	276		61

資料 市保健所保健総務課

9-2 医療関係従事者数

本表の医師、歯科医師、薬剤師数は、「医師・歯科医師・薬剤師統計（旧：医師・歯科医師・薬剤師調査）」の結果であるが、助産師・看護師・准看護師・保健師・歯科技工士・歯科衛生士数は関係法令に基づく業務従事者届出数を集計したもので、2年に1回の届出となっている。

(各年末現在)

年 次	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	保 健 師	歯 科 技 工 士	歯 科 衛 生 士
平成22年	1,468	366	1,306	80	3,322	800	82	66	324
24	1,577	365	1,324	118	3,614	766	93	62	388
26	1,549	363	1,306	120	3,933	705	94	57	349
28	1,679	377	1,365	113	4,259	700	108	61	428
30	1,721	345	1,434	127	4,456	605	121	64	447

資料 市保健所保健総務課

9 保健、衛生及び環境

9-3 薬事関係業者数

(各年度末現在)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
薬 局	200	204	215	216	216
薬局製造販売医薬品製造販売業	22	19	20	20	18
薬局製造販売医薬品製造業	22	19	20	20	18
店 舗 販 売 業	68	65	68	68	70
高度管理医療機器等販売業・貸与業	185	191	200	204	203
管理医療機器販売業・貸与業	1,195	1,192	1,211	1,220	1,234
毒 物 劇 物 販 売 業	94	93	90	88	86
一 般	87	86	84	82	80
農 業 用 品 目	6	6	5	5	5
特 定 品 目	1	1	1	1	1

資料 市保健所保健総務課

9-4 病院の概況

(1) 総括表

年 次	在院患者延数			新入院患者数	退院患者数	外来患者延数
	a)	6月末病床数	病床利用率% b)			
平成28年	1,549,750	5,141	82.4	66,863	66,840	1,650,370
29	1,552,415	5,149	82.6	67,672	67,568	1,658,442
30	1,543,262	5,215	81.4	68,680	68,734	1,669,542
平成31年 令和元年	1,549,112	5,196	81.6	69,053	69,018	1,690,430
2	1,486,761	5,196	78.2	63,979	64,183	1,529,926
精神病院 d)	203,569	680	52.4	756	762	21,329
結核療養所 e)	-	-	-	-	-	-
一般病院 f)	1,283,192	4,516	80.2	63,223	63,421	1,508,597
うち) 県立	98,086	400	67.0	9,873	9,932	147,936
うち) 市立	38,680	257	41.1	3,704	3,736	86,833

注 a) 毎日24時現在に在院している患者数を1年分合計したものである。

b)
$$\text{病床利用率} = \frac{\text{月間在院患者延数の1月～12月の合計}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の1月～12月の合計}} \times 100$$

c) 新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、診療録(カルテ)の作成又は記載の追加がされた患者数を1年分合計したものである。同一患者が同時に2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの診療科で診療録(カルテ)の作成又は記載の追加がされた場合、それぞれの診療科の外来患者として計上している。

d) 精神病床のみを有する病院である。

e) 結核病床のみを有する病院である。

f) 「精神病院」、「結核療養所」以外の病院である。

資料 市保健所保健総務課

9-4 病院の概況（続き）

(2) 兵庫県立西宮病院利用状況

年次	総数	内科	小児科	外科	整形外科	脳神経外科	循環器科
		総			数		
平成28年	284,186	86,541	12,821	34,205	26,445	6,007	10,435
29	285,082	87,398	12,666	35,786	24,583	7,078	9,779
30	289,155	91,661	12,929	36,383	25,587	5,890	10,423
平成31年 令和元年	290,072	91,459	12,379	39,117	26,027	5,312	11,462
2	255,951	81,249	10,485	40,097	21,766	4,726	9,491
		外			来		
平成28年	159,490	48,415	8,485	17,384	11,775	2,373	4,989
29	161,027	50,186	8,389	18,461	11,236	2,373	5,028
30	162,576	51,034	8,563	18,993	11,367	2,397	5,197
平成31年 令和元年	163,055	50,564	8,142	20,239	11,232	2,349	5,183
2	147,933	44,200	6,798	22,381	9,725	2,298	4,494
		入			院		
平成28年	124,696	38,126	4,336	16,821	14,670	3,634	5,446
29	124,055	37,212	4,277	17,325	13,347	4,705	4,751
30	126,579	40,627	4,366	17,390	14,220	3,493	5,226
平成31年 令和元年	127,017	40,895	4,237	18,878	14,795	2,963	6,279
2	108,018	37,049	3,687	17,716	12,041	2,428	4,997
年次	産婦人科	眼科	耳鼻いんこう科	泌尿器科	放射線科	救急センター	
		総			数		
平成28年	37,031	16,513	9,168	31,048	3,152	10,820	
29	36,103	15,327	9,689	29,439	2,871	14,363	
30	35,403	16,373	9,971	27,431	2,682	14,422	
平成31年 令和元年	34,324	16,448	10,535	26,377	2,956	13,676	
2	29,715	14,261	9,118	22,183	2,744	10,116	
		外			来		
平成28年	20,678	13,455	6,489	20,008	3,152	2,287	
29	20,723	12,385	7,011	19,938	2,871	2,426	
30	20,432	13,492	7,137	18,941	2,682	2,341	
平成31年 令和元年	20,698	13,480	7,864	18,052	2,956	2,296	
2	18,904	11,809	6,983	15,709	2,744	1,888	
		入			院		
平成28年	16,353	3,058	2,679	11,040	-	8,533	
29	15,380	2,942	2,678	9,501	-	11,937	
30	14,971	2,881	2,834	8,490	-	12,081	
平成31年 令和元年	13,626	2,968	2,671	8,325	-	11,380	
2	10,811	2,452	2,135	6,474	-	8,228	

資料 兵庫県立西宮病院医事企画課

9 保健、衛生及び環境

9-4 病院の概況（続き）

(3) 西宮市立中央病院利用状況

年次	総数	内科	小児科	外科	整形外科	脳神経外科	産婦人科	リハビリ科
総数								
平成28年	158,857	61,324	8,777	20,306	12,848	198	1,431	2,310
29	161,252	60,767	8,137	18,970	15,775	106	1,364	3,087
30	154,306	57,920	8,419	17,171	14,766	79	1,386	2,579
平成31年 令和元年	143,610	54,775	7,663	16,848	10,622	45	1,396	1,968
2	127,003	48,576	4,345	15,806	8,357	23	1,228	1,898
外来								
平成28年	109,200	33,874	6,495	12,094	7,745	198	1,431	2,310
29	110,103	32,943	6,010	12,179	8,491	106	1,364	3,087
30	107,436	32,446	6,219	11,698	7,937	79	1,386	2,579
平成31年 令和元年	97,536	27,508	5,907	10,736	6,295	45	1,396	1,968
2	86,024	24,735	3,753	9,737	5,098	23	1,228	1,898
入院								
平成28年	49,657	27,450	2,282	8,212	5,103	-	-	-
29	51,149	27,824	2,127	6,791	7,284	-	-	-
30	46,870	25,474	2,200	5,473	6,829	-	-	-
平成31年 令和元年	46,074	27,267	1,756	6,112	4,327	-	-	-
2	40,979	23,841	592	6,069	3,259	-	-	-

年次	眼科	耳鼻 いんこう科	皮膚科	泌尿器科	放射線科	麻酔科	歯科口腔外科
総数							
平成28年	9,254	1,309	13,065	13,113	3,050	7,666	4,206
29	8,691	1,093	13,449	13,455	2,922	9,609	3,827
30	9,543	479	12,885	13,957	3,519	7,871	3,732
平成31年 令和元年	7,991	-	12,225	14,093	4,168	8,143	3,673
2	6,286	-	11,075	13,699	3,719	7,348	4,643
外来							
平成28年	8,588	1,309	10,670	10,252	3,050	7,480	3,704
29	8,115	1,093	10,532	10,231	2,922	9,521	3,509
30	8,672	479	10,731	10,506	3,519	7,767	3,418
平成31年 令和元年	7,450	-	10,261	10,442	4,168	7,988	3,372
2	5,851	-	9,120	9,898	3,719	7,169	3,795
入院							
平成28年	666	-	2,395	2,861	-	186	502
29	576	-	2,917	3,224	-	88	318
30	871	-	2,154	3,451	-	104	314
平成31年 令和元年	541	-	1,964	3,651	-	155	301
2	435	-	1,955	3,801	-	179	848

資料 市立中央病院医事課

人口動態調査

人口動態調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計として、人口動態調査令施行規則（昭和23年厚生省令第6号）に従って実施されている。

本編中、第9-5表から第9-10表まではこの調査の結果である。

令和2年調査結果は次号にて掲載予定である。

数字は日本における日本人に関するもので、住所地による集計である。

9-5 出生・死亡等の状況

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年
	実 数				
出 生 数	4,395	4,345	4,076	3,927	3,708
うち)低出生体重児1)	388	363	340	372	331
死 亡 数	3,821	3,772	3,932	3,958	4,013
うち)乳児死亡2)	7	1	5	9	10
男	1	-	3	7	6
女	6	1	2	2	4
うち)新生児死亡3)	3	-	4	3	6
男	1	-	3	2	5
女	2	-	1	1	1
死 産 数	75	87	82	72	66
自 然 死 産	32	36	35	43	41
人 工 死 産	43	51	47	29	25
周 産 期 死 亡 4)	10	15	11	10	19
妊娠満22週以降の死産	8	15	8	8	14
早期新生児死亡	2	-	3	2	5
	比 率 ※				
出 生 率【人口】a)	9.2	9.1	8.5	8.2	7.8
低出生体重児出生率【出生】b)	8.8	8.4	8.3	9.5	8.9
死 亡 率【人口】a)	8.0	7.9	8.2	8.3	8.4
乳 児 死 亡 率【出生】b)	1.6	0.2	1.2	2.3	2.7
新 生 児 死 亡 率【出生】b)	0.7	-	1.0	0.8	1.6
死 産 率【出産】c)	16.8	19.6	19.7	18.0	17.5
周 産 期 死 亡 率【出生】d)	2.3	3.4	2.7	2.5	5.1

注 1) 出生したときの体重が、2,500g未満の出生児のこと。

2) 生後1歳未満の死亡のこと。

3) 生後4週間未満の死亡のこと。

4) 「妊娠満22週以降の死産」と「早期新生児死亡」（生後1週未満の死亡）を合わせたもの。

a) 各年9月30日現在の住民基本台帳人口（外国人住民を除く）に対する割合である。

b) 各年の出生数に対する割合である。

c) 各年の出産数（出産=出生+死産）に対する割合である。

d) 各年の出生数+妊娠満22週以後の死産数に対する割合である。

※ 各率は、当該数字を【 】内の数字で除したもので、対千人比である。ただし、低出生体重児出生率は対百人比である。

資料 市保健所保健総務課

9 保健、衛生及び環境

9-6 母の年齢（5歳階級）別出生児数

年次	総数 a)	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳以上
		総数						
平成27年	4,395	27	212	1,003	1,764	1,122	260	7
28	4,345	29	212	961	1,723	1,153	260	7
29	4,076	27	177	933	1,614	1,042	270	13
30	3,927	14	185	847	1,608	990	266	17
平成31年 令和元年	3,708	15	161	833	1,428	996	267	8
		男						
平成27年	2,293	16	109	519	945	564	137	3
28	2,262	19	102	498	887	627	127	2
29	2,092	13	91	483	810	545	145	5
30	1,962	6	99	438	796	492	122	9
平成31年 令和元年	1,873	9	78	431	709	520	122	4
		女						
平成27年	2,102	11	103	484	819	558	123	4
28	2,083	10	110	463	836	526	133	5
29	1,984	14	86	450	804	497	125	8
30	1,965	8	86	409	812	498	144	8
平成31年 令和元年	1,835	6	83	402	719	476	145	4

注 a) 年齢不詳を含む。
資料 市保健所保健総務課

9-7 出産回数別出生数

年次	総数	第1児	第2児	第3児	第4児	第5児	第6児以上
		総数					
平成27年	4,395	2,208	1,651	430	77	21	8
28	4,345	2,141	1,662	459	65	11	7
29	4,076	1,957	1,637	405	66	7	4
30	3,927	1,889	1,533	417	70	10	8
平成31年 令和元年	3,708	1,725	1,477	412	71	15	8
		男					
平成27年	2,293	1,129	888	219	43	9	5
28	2,262	1,115	871	237	28	5	6
29	2,092	977	864	208	37	5	1
30	1,962	958	769	199	27	5	4
平成31年 令和元年	1,873	863	754	214	31	8	3
		女					
平成27年	2,102	1,079	763	211	34	12	3
28	2,083	1,026	791	222	37	6	1
29	1,984	980	773	197	29	2	3
30	1,965	931	764	218	43	5	4
平成31年 令和元年	1,835	862	723	198	40	7	5

資料 市保健所保健総務課

9-8 死因別乳児死亡数

死因分類は、厚生労働省が定めた「乳児死因簡単分類表」によるが、該当件数のないものは一部を省いている。

死 因 分 類	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年 令和元年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	1	6	-	1	3	2	7	2	6	4
腸 管 感 染 症	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
敗 血 症	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
ウ イ ル ス 性 肝 炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
悪 性 新 生 物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白 血 病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 悪 性 新 生 物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 新 生 物	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
脳 性 麻 痺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
心 疾 患 (高 血 圧 性 を 除 く)	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
肺 炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
へ ル ニ ア 及 び 腸 閉 塞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
腎 不 全	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
周 産 期 に 発 生 し た 病 態	1	2	-	-	1	-	1	1	2	-
新 生 児 の 細 菌 性 敗 血 症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
出 生 時 仮 死	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
周 産 期 に 発 生 し た 肺 出 血	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 周 産 期 に 特 異 的 な 呼 吸 障 害 及 び 心 血 管 障 害	-	1	-	-	-	-	1	1	1	-
周 産 期 に 発 生 し た 心 血 管 障 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新 生 児 の 呼 吸 窮 迫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
胎 児 及 び 新 生 児 の 出 血 性 障 害 及 び 血 液 障 害	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
そ の 他 の 周 産 期 に 発 生 し た 病 態	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
妊 娠 期 間 及 び 胎 児 発 育 に 関 連 す る 障 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
先 天 奇 形 、 変 形 及 び 染 色 体 異 常	-	1	-	-	1	2	3	-	3	2
神 経 系 の 先 天 奇 形	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
心 臓 の 先 天 奇 形	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-
そ の 他 の 循 環 器 系 の 先 天 奇 形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
呼 吸 器 系 の 先 天 奇 形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消 化 器 系 の 先 天 奇 形 及 び 変 形	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
筋 骨 格 系 の 先 天 奇 形 及 び 変 形	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
そ の 他 の 先 天 奇 形 及 び 変 形	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
染 色 体 異 常 , 他 に 分 類 さ れ な い も の	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
代 謝 障 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
髄 膜 炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 幼 児 突 然 死 症 候 群	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
そ の 他 の す べ て の 疾 患	-	1	-	-	-	-	2	-	-	1
不 慮 の 事 故	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1
そ の 他 の 外 因	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他 殺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
脊 髄 性 筋 萎 縮 症 及 び 関 連 症 候 群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料 市保健所保健総務課

9-9 死因別死亡者数 (続き)

死 因 分 類		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年
害	導 障	80	66	78	83	84
全	心 疾	227	218	250	260	289
患	の 他 管	8	14	6	17	7
血	膜 下 出	316	257	314	277	252
血	内 出	51	50	39	32	45
塞	梗 血 管 疾	81	65	94	103	87
患	腦 及 び 解	175	130	173	130	115
離	の 他 脈 腫 環 器 系 の 疾	9	12	8	12	5
患	の 動 他 脈 腫 環 器 系 の 疾	66	51	59	69	55
患	の 吸 器 フ ル エ ン	28	20	18	22	17
ザ	イ 肺 急 慢 喘	646	620	567	555	547
炎	性 閉 塞 性 肺 疾	9	3	7	10	10
患	性 閉 塞 性 肺 疾	372	334	256	255	239
患	の 他 の 呼 吸 器 系 の 疾	1	-	-	1	-
患	の 化 瘍 及 び 十 二 指 腸 潰	47	52	54	62	53
瘍	潰 瘍 及 び 十 二 指 腸 潰	4	3	5	3	6
塞	の 他 の 呼 吸 器 系 の 疾	213	228	245	224	239
患	潰 瘍 及 び 十 二 指 腸 潰	149	166	152	161	168
患	肝 疾	8	6	5	8	8
変	硬 の 肝 疾	20	16	22	20	22
患	の 他 の 消 化 器 系 の 疾	52	63	56	53	47
患	の 他 の 消 化 器 系 の 疾	33	31	26	23	23
患	の 他 の 消 化 器 系 の 疾	19	32	30	30	24
患	の 他 の 消 化 器 系 の 疾	69	81	69	80	91
患	下 組 織 の 疾	8	4	6	5	6
患	結 合 組 織 の 疾	14	21	23	26	23
患	器 系 の 疾	112	110	104	106	130
患	尿 細 管 間 質 性 疾	9	18	13	10	14
全	不 腎 臟 全 病 全 患	83	70	77	65	88
全	腎 臟 全 病 全 患	8	8	4	7	9
全	腎 臟 全 病 全 患	47	42	54	45	63
全	腎 臟 全 病 全 患	28	20	19	13	16
患	の 他 の 腎 尿 路 生 殖 器 系 の 疾	20	22	14	31	28
患	の 他 の 腎 尿 路 生 殖 器 系 の 疾	-	-	-	-	-
患	の 他 の 腎 尿 路 生 殖 器 系 の 疾	3	-	1	2	2
障	妊 娠 期 間 及 び 胎 児 発 育 に 関 連 す る 障	-	-	-	-	-
害	産 外 心 血 管 障 害	-	-	-	-	-
傷	産 外 心 血 管 障 害	1	-	-	2	2
症	産 外 心 血 管 障 害	-	-	-	-	-
害	産 外 心 血 管 障 害	-	-	-	-	-
障	産 外 心 血 管 障 害	1	-	1	-	-
害	産 外 心 血 管 障 害	1	-	-	-	-
障	産 外 心 血 管 障 害	1	-	-	-	-
害	産 外 心 血 管 障 害	1	-	-	-	-
障	産 外 心 血 管 障 害	1	-	-	-	-
害	産 外 心 血 管 障 害	6	4	8	6	9
異	先 天 奇 形 及 び 染 色 体 異 常	1	2	1	-	-
形	先 天 奇 形 及 び 染 色 体 異 常	3	2	4	2	4
形	先 天 奇 形 及 び 染 色 体 異 常	3	2	4	2	2
形	先 天 奇 形 及 び 染 色 体 異 常	-	-	-	-	2
形	先 天 奇 形 及 び 染 色 体 異 常	-	-	-	-	2
形	先 天 奇 形 及 び 染 色 体 異 常	1	-	2	3	3
形	先 天 奇 形 及 び 染 色 体 異 常	1	-	1	1	-
の	先 天 奇 形 及 び 染 色 体 異 常	292	312	306	389	410
の	先 天 奇 形 及 び 染 色 体 異 常	256	264	265	340	361
の	先 天 奇 形 及 び 染 色 体 異 常	-	-	-	1	-
の	先 天 奇 形 及 び 染 色 体 異 常	36	48	41	48	49
の	先 天 奇 形 及 び 染 色 体 異 常	174	153	160	183	203
の	先 天 奇 形 及 び 染 色 体 異 常	91	77	82	101	109
の	先 天 奇 形 及 び 染 色 体 異 常	9	9	10	9	8
の	先 天 奇 形 及 び 染 色 体 異 常	15	17	24	32	34
の	先 天 奇 形 及 び 染 色 体 異 常	13	11	15	12	13
の	先 天 奇 形 及 び 染 色 体 異 常	29	21	15	26	26
の	先 天 奇 形 及 び 染 色 体 異 常	2	-	-	1	4
の	先 天 奇 形 及 び 染 色 体 異 常	2	2	1	-	-
の	先 天 奇 形 及 び 染 色 体 異 常	21	17	17	21	24
の	先 天 奇 形 及 び 染 色 体 異 常	70	65	62	62	62
の	先 天 奇 形 及 び 染 色 体 異 常	-	1	1	-	-
の	先 天 奇 形 及 び 染 色 体 異 常	13	10	15	20	32

資料 市保健所保健総務課

9 保健, 衛生及び環境

9-10 年齢(5歳階級)別死亡者数

年 齢 区 分	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年 令和元年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	1,912	1,909	1,964	1,808	2,028	1,904	2,076	1,882	1,969	2,044
5 歳 未 満	4	7	4	2	5	2	9	3	7	4
5 ～ 9 歳	1	2	1	1	-	1	2	1	1	1
10 ～ 14 歳	-	-	-	2	3	-	2	1	-	1
15 ～ 19 歳	5	-	-	1	-	1	4	1	2	2
20 ～ 24 歳	8	3	6	1	4	1	5	1	7	1
25 ～ 29 歳	4	2	1	1	3	7	5	2	-	3
30 ～ 34 歳	6	5	7	3	10	4	1	10	4	3
35 ～ 39 歳	8	4	12	8	11	1	15	12	6	4
40 ～ 44 歳	15	10	17	15	16	15	17	8	17	8
45 ～ 49 歳	27	20	34	18	48	21	26	16	22	21
50 ～ 54 歳	51	15	37	18	51	21	39	25	43	36
55 ～ 59 歳	55	40	53	31	35	33	58	26	56	30
60 ～ 64 歳	98	59	90	41	76	38	65	34	69	34
65 ～ 69 歳	173	84	180	76	176	91	177	88	145	77
70 ～ 74 歳	220	128	228	116	245	110	249	104	227	110
75 ～ 79 歳	264	174	305	178	334	173	306	162	303	163
80 ～ 84 歳	360	286	394	282	360	281	386	314	368	324
85 歳 以 上	613	1,070	595	1,014	651	1,104	710	1,074	692	1,222
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料 市保健所保健総務課

9-11 食中毒の発生状況

年 度	発生件数	原 因 施 設							摂食者数	患 者 数
		家 庭	事業所	飲食店	販売店	仕出屋	その他	不 明		
平成28年度	2	-	-	2	-	-	-	-	82	31
29	2	1	-	1	-	-	-	-	4	2
30	1	-	-	1	-	-	-	-	4	4
令和元年度	1	1	-	-	-	-	-	-	1	1
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料 市保健所食品衛生課

9-12 感染症の発生状況

本表は、厚生労働省所管の「感染症発生動向調査」の結果より抜粋している。

- 1 数字は発生地主義により集計している。
- 2 4類、5類は感染症の一部を掲載している。

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年
1 類 感 染 症	-	-	-	-	-
2 類 感 染 症	62	68	64	54	74
3 類 感 染 症	3	12	6	6	9
4 類 感 染 症	-	-	1	1	1
5 類 感 染 症	5	7	5	4	4
新型インフルエンザ等感染症	-	-	-	-	-
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 c)	-	-	-	-	1,072

注 a) 鳥インフルエンザ (H5N1 及び H7N9 を除く。)
 b) 平成 29 年以前は届け出対象外。
 c) 再陽性や医療機関からの発生届の取り下げがあった場合は人数に含めていない。
 資料 市保健所保健予防課

9 保健、衛生及び環境

9-13 食品関係営業施設数

本表は、「衛生行政報告例に基づく統計報告（衛生関係）」により作成したものである。
 「食品関係営業施設」には、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）による改正前の食品衛生法第52条第1項の規定による「許可を要する施設」と「許可を要しない施設」とがある。

(各年度末現在)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
許可を要する施設	6,972	7,010	7,082	6,983	7,025
飲食店営業	4,289	4,338	4,399	4,383	4,338
一般食堂・レストラン等	1,447	1,407	1,416	1,372	1,309
仕出し屋・弁当屋	101	105	103	108	115
旅館	19	19	19	18	18
その他の	2,722	2,807	2,861	2,885	2,896
菓子製造業（パンを含む）	656	667	686	666	697
乳処 理 業	1	1	1	-	-
乳製品製造業	7	5	6	6	6
魚介類販売業	292	297	299	292	308
魚肉ねり製品製造業	3	3	2	2	2
食品の冷凍又は冷蔵業	65	66	66	62	72
かん詰又はびん詰食品製造業	5	5	5	5	5
喫茶店営業	437	435	449	447	447
あん類製造業	3	3	5	5	5
アイスクリーム類製造業	81	84	88	89	94
乳類販売業	636	608	583	537	531
食肉処 理 業	17	17	15	15	14
食肉販売業	332	334	332	327	357
食肉製品製造業	10	10	9	8	7
乳酸菌飲料製造業	2	1	1	-	-
食用油脂製造業	1	1	1	1	1
みそ製造業	1	1	1	1	1
ソース類製造業	5	5	5	5	5
酒類製造業	12	12	12	12	12
豆腐製造業	6	6	6	6	6
納豆製造業	-	-	-	-	-
めん類製造業	17	16	17	17	19
そうざい製造業	75	77	77	81	83
添加物製造業	4	4	4	4	4
清涼飲料水製造業	6	6	6	5	5
氷雪製造業	1	1	1	1	-
氷雪販売業	8	7	6	6	6
許可を要しない施設	2,315	2,344	2,354	2,353	2,387
給食施設	383	379	389	393	396
学 校	73	74	73	73	74
病 院 ・ 診 療 所	26	26	27	27	27
事 業 所	59	56	56	53	50
そ の 他	225	223	233	240	245
食 品 製 造 業	45	48	48	49	49
野 菜 果 物 販 売 業	283	292	294	294	299
そ う ざ い 販 売 業	255	256	251	249	253
菓子販売業（パンを含む）	383	387	388	390	396
食 品 販 売 業	442	446	448	442	450
添 加 物 の 製 造 業 a)	2	2	2	2	2
添 加 物 の 販 売 業	234	242	243	243	246
器具・容器包装・おもちゃの製造業又は販売業	288	292	291	291	296

注 a) 食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められたものを除く。

資料 市保健所食品衛生課

9-14 環境衛生監視対象施設数

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
営業関係施設	1,409	1,417	1,434	1,427	1,434
旅館等	35	35	36	34	35
旅館・ホテル a)	30	30	31	30	31
ホテル	13	13	…	…	…
旅館	17	17	…	…	…
簡易宿所	4	4	4	3	3
季節簡易宿所	1	1	1	1	1
興行場	11	11	11	11	11
映画館	2	2	2	2	2
スポーツ施設	2	2	2	2	2
その他	7	7	7	7	7
公衆浴場	46	45	45	42	40
理容所	236	230	230	225	225
美容所	758	776	806	830	850
クリーニング所	323	320	306	285	273
廃棄物処理・清掃関係施設	611	596	576	560	556
し尿処理施設	-	-	-	-	-
し尿浄化槽	581	566	548	534	527
ごみ処理施設	2	2	2	2	2
産業廃棄物処理施設 b)	28(23)	28(23)	26(19)	24(18)	27(21)
飲料水施設	23	23	24	24	23
水道事業(簡易水道事業を除く)	-	-	-	-	-
簡易水道事業	-	-	-	-	-
専用水道	21	21	22	22	22
その他の水道	2	2	2	2	1
その他の施設	33	36	32	34	37
畜舎・家きん舎	32	35	31	33	35
化製場等に関する法律第8条準用施設 c)	-	-	-	-	1
火葬場	1	1	1	1	1

注 a) 旅館業法改正により、平成30年6月15日以降旅館とホテルの営業種別が統合された。

b) () 内の数値は、許可施設数である。

c) 魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造及びその製造の施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場又はこれに類する施設に供給するためにするこれらの物の貯蔵及びその貯蔵の施設をいう。

資料 市保健所生活環境課、美化第3課、施設管理課、事業系廃棄物対策課、斎園管理課

9-15 行旅病人・行旅死亡人等取扱数

年 度	総 数	病 人	死亡人等 a)
平成28年度	20	17	3
29	26	9	17
30	21	6	15
令和元年度	30	6	24
2	16	1	15

注 a) 「行旅病人及行旅死亡人取扱法」及び「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく取扱人数。

資料 市厚生課

9 保健、衛生及び環境

9-16 食肉センターと畜状況

(単位：頭数)

年 度	総 数	牛	馬	豚	とく牛 (子牛)	その他
平成28年度	59,571	17,203	-	42,365	3	-
29	54,720	11,946	-	42,770	4	-
30	54,948	9,912	-	45,036	-	-
令和元年度	50,767	9,398	-	41,369	-	-
2	43,974	7,856	-	36,118	-	-

資料 市市場施設課

9-17 ごみの状況

ごみは、国道2号以南を市直営、以北地区及び西宮浜地区・高須地区を業者委託により収集している。

(単位：トン)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
市 収 集 人 口 (人) (各 年 度 末 現 在)	総 数	488,080	487,207	486,768	486,799	464,452	
	直 営	164,095	164,096	148,894	125,700	117,427	
	委 託	323,985	323,111	337,874	361,099	347,025	
ご み 量	総 数	161,781	160,658	161,264	158,641	152,662	
	可 燃 ご み	140,227	139,366	139,279	137,253	130,656	
	不 燃 ご み	7,087	7,151	7,355	7,096	7,479	
	粗 大 ご み	5,615	5,515	6,057	6,049	6,040	
	可燃性資源ごみ 小型家電(BOX回収)	8,842 10	8,606 20	8,550 23	8,215 28	8,454 33	
処 理 量	総 数	153,668	153,924	151,361	150,463	144,123	
	焼 却 a)	149,511	149,955	147,001	147,642	139,112	
	破 碎 選 別	12,702	12,666	13,412	13,210	13,467	
処 分 量	資 源 化 b)	13,271	13,135	13,342	12,827	12,953	
	埋 立 c)	22,784	21,227	21,607	20,713	20,945	
市 収 集	直 営	可 燃 ご み	24,620	24,438	24,275	18,874	18,670
		不 燃 ご み	2,009	2,040	2,125	1,561	1,670
		粗 大 ご み	1,417	1,486	1,584	1,604	1,561
		可燃性資源ごみ	1,669	1,662	1,738	1,465	1,583
		小型家電(BOX回収)	10	20	23	28	33
	委 託	可 燃 ご み	51,597	51,203	50,556	55,740	55,993
		不 燃 ご み	4,164	4,212	4,326	4,695	5,111
		可燃性資源ごみ	4,231	4,328	4,532	4,813	5,089
		可 燃 ご み	64,010	63,725	64,448	62,639	55,993
		不 燃 ご み	914	899	904	840	698
許 可 業 者 収 集 ・ 自 己 搬 入	粗 大 ご み	4,198	4,029	4,473	4,445	4,479	
	可燃性資源ごみ	2,942	2,616	2,280	1,937	1,782	
西宮古紙リサイクル協力会	可燃性資源ごみ	2,942	2,616	2,280	1,937	1,782	

注 a) 破碎選別より出た破碎可燃等も含むため、「焼却と破碎選別の処理量の合計」と総数は一致しない。

b) 資源ごみ、ペットボトル、その他プラ、小型廃家電、セメント化、その他売却分量を含む。

c) 焼却灰、固化灰、不燃残渣を含む。

資料 市美化企画課、施設管理課

9-18 し尿の状況

年 度	戸 数 (各年度末現在)				収 集 量 (kl)			
	く み と り		浄 化 槽	下 水 道 水 洗	総 数	く み と り 収 集		浄 化 槽 汚 泥 量
	市 直 営	業 者 委 託				市 直 営	業 者 委 託	
平成28年度	-	106	581	232,450	2,010	-	916	1,094
29	-	104	566	235,034	1,993	-	934	1,059
30	-	103	548	237,335	1,930	-	942	988
令和元年度	-	103	534	235,520	2,010	-	935	1,075
2	-	105	527	236,137	1,986	-	947	1,039

資料 市美化第3課

9-19 火葬場・葬儀の状況

年 度	火 葬 件 数				葬 儀 件 数						葬儀用 自動車 延 数
	総 数	大 人	小 人	胎 児 そ の 他	総 数 a)	桜	松	竹	梅	キリスト 式	
平成28年度	4,221	4,012	8	201	468(200)	66	7	186	2	7	282
29	4,349	4,220	10	119	489(225)	76	10	158	5	15	285
30	4,378	4,182	14	182	476(189)	92	5	178	1	11	283
令和元年度	4,371	4,283	10	78	544(210)	120	5	204	-	5	314
2	4,566	4,471	6	89	607(244)	119	1	234	1	8	336

注 a) () 内は内数で飾付けなし分。

資料 市斎園管理課

9-20 市立墓地施設状況

(各年度末現在)

年 度	満池谷墓地		甲山墓園		鳴尾3墓地		白水峡公園墓地		満池谷納骨堂 件 数
	区画数	面積(m ²)	区画数	面積(m ²)	区画数	面積(m ²)	区画数	面積(m ²)	
平成28年度	9,298	120,486	4,380	129,622	1,263	9,273	10,931	369,721	876
29	9,298	120,486	4,380	129,622	1,263	9,273	10,931	369,721	876
30	9,298	120,486	4,380	129,622	1,263	9,273	11,060	369,721	876
令和元年度	9,298	120,486	4,380	129,622	1,263	9,273	11,130	369,721	876
2	9,298	120,486	4,380	129,622	1,263	9,273	11,130	369,721	876

資料 市斎園管理課

9 保健、衛生及び環境

9-21 公害苦情件数

年 度	総 数	大気汚染	水質汚濁	悪 臭	騒 音	振 動	その他
平成28年度	91	19	9	6	48	9	-
29	76	6	6	7	41	8	8
30	75	10	8	4	37	16	-
令和元年度	91	16	11	10	42	7	5
2	73	2	6	3	48	8	6
本 庁	37	2	2	1	26	3	3
鳴 尾	9	-	-	-	5	2	2
瓦 木	8	-	1	1	6	-	-
甲 東	10	-	2	-	4	3	1
塩 瀬	2	-	-	-	2	-	-
山 口	7	-	1	1	5	-	-

注 公害苦情受付件数ではなく処理件数である。
資料 市環境保全課

9-22 騒音測定結果

(令和2年度 等価騒音レベル・単位：dB)

場 所	用 途 地 域	区 域 区 分	昼 間		夜 間	
			測定値	環境基準	測定値	環境基準
甲陵中学校局	特に静穏を要する地域	一 般 環 境	58	50	46	40
苦楽園市民館	第一種低層住居専用地域		46	55	41	45
浜甲子園局	第一種中高層住居専用地域		54	55	47	45
段上センター			53	55	42	45
山口小学校局	第二種中高層住居専用地域		52	55	43	45
瓦木支所	第一種住居地域		57	55	45	45
花の峯5番街区	第一種低層住居専用地域	道路に面する 地 域	63	60	60	55
花の峯1番街区			63	60	59	55
西宮浜公民館	第一種中高層住居専用地域		60	60	45	55
越木岩公民館	第一種住居地域		60	65	53	60
花の峯11番街区	第一種中高層住居専用地域	幹線交通を担う 道路に近接する 空 間	60	70	56	65
甲子園局	近 隣 商 業 地 域		65	70	61	65
久保町1			68	70	63	65
前浜ポンプ場	準 工 業 地 域		59	70	-	65
鳴尾浜臨海公園			60	70	55	65
今津南保育所			65	70	57	65

資料 市環境保全課

9-23 大気汚染物質測定結果

(1) 二酸化硫黄 (SO₂) 濃度

環境基準…1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること

評価方法…1日平均値と1時間値を環境基準と比較(短期的評価)

年間にわたる1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外して長期基準(0.04ppm)と比較(長期的評価)

(ただし、1日平均値が長期基準を超える日が2日以上連続した場合は長期的評価を行わない)

測定方法…紫外線蛍光法

(令和2年度)

測定局	平均値 (ppm)	1時間値が0.10ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		最高値 (ppm)		日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 a)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
		時間	%	日	%	1時間値	日平均値			
西宮市役所 b)	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.007	0.002	○	0
鳴尾支所 c)	0.001	0	0.0	0	0.0	0.014	0.008	0.003	○	0
甲陵中学校	0.000	0	0.0	0	0.0	0.009	0.006	0.002	○	0
山口小学校	0.001	0	0.0	0	0.0	0.010	0.004	0.002	○	0
浜甲子園 d)	0.001	0	0.0	0	0.0	0.023	0.007	0.003	○	0

注 a) 有を×、無を○で表示

b) 西宮市役所南館

c) 鳴尾支所局での二酸化硫黄の測定は令和2年度途中に終了。有効測定時間が6,000時間に満たなかったため環境基準達成評価の対象(有効測定局)とはならないが、参考値として各種評価値等を掲載。

d) 浜甲子園2丁目

資料 市環境保全課

(2) 二酸化窒素 (NO₂) 濃度

環境基準…1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること

評価方法…1日平均値を環境基準と比較(短期的評価)

年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものを環境基準と比較(長期的評価)

測定方法…化学発光法

(令和2年度)

測定局	年平均値 (ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		最高値 (ppm)		日平均値の年間98%値 (ppm)	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
		日	%	日	%	1時間値	日平均値		
西宮市役所 a)	0.012	0	0.0	1	0.3	0.068	0.042	0.032	0
鳴尾支所	0.015	0	0.0	3	0.8	0.075	0.051	0.036	0
瓦木公民館	0.012	0	0.0	1	0.3	0.074	0.044	0.031	0
甲陵中学校	0.008	0	0.0	0	0.0	0.065	0.035	0.023	0
山口小学校	0.008	0	0.0	0	0.0	0.053	0.036	0.020	0
浜甲子園 b)	0.012	0	0.0	2	0.5	0.074	0.048	0.032	0
六湛寺 c)	0.013	0	0.0	0	0.0	0.063	0.039	0.030	0
津門川 d)	0.015	0	0.0	1	0.3	0.079	0.045	0.036	0
河原 e)	0.012	0	0.0	1	0.3	0.065	0.040	0.031	0
甲子園 f)	0.017	0	0.0	3	0.8	0.070	0.049	0.036	0
塩瀬 g)	0.017	0	0.0	1	0.3	0.072	0.042	0.034	0

注 a) 西宮市役所南館 b) 浜甲子園2丁目 c) 西宮市役所議会棟横 d) 津門川ポンプ場 e) 市民運動場 f) 甲子園七番町

g) 塩瀬センター

資料 市環境保全課

9 保健、衛生及び環境

9-23 大気汚染物質測定結果（続き）

(3) 一酸化炭素（CO）濃度

環境基準…1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
 8時間値とは、1日を3つの時間帯（0～8時、8～16時、16～24時）に区分した場合のそれぞれの平均値をいう
 評価方法…1日平均値と8時間平均値を環境基準と比較（短期的評価）
 年間にわたる1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外して長期基準（10ppm）と比較（長期的評価）
 （ただし、1日平均値が長期基準を超える日が2日以上連続した場合は長期的評価を行わない）
 測定方法…非分散型赤外分光法

（令和2年度）

測定局	年平均値 (ppm)	8時間値が20ppmを越えた回数	日平均値が10ppmを超えた回数	最高値 (ppm)		日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 a)	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
		回	回	1時間値	日平均値			
浜甲子園 b)	0.3	0	0	0.9	0.6	0.4	○	0
六湛寺 c)	0.3	0	0	1.0	0.7	0.5	○	0
津門川 d)	0.3	0	0	1.1	0.7	0.5	○	0
河原 e)	0.3	0	0	1.0	0.7	0.5	○	0
甲子園 f)	0.3	0	0	1.1	0.8	0.5	○	0
塩瀬 g)	0.3	0	0	1.3	0.7	0.5	○	0

注 a) 有を×、無を○で表示

b) 浜甲子園2丁目 c) 西宮市役所議会棟横 d) 津門川ポンプ場 e) 市民運動場 f) 甲子園七番町 g) 塩瀬センター

資料 市環境保全課

(4) 光化学オキシダント（OX）濃度

環境基準…1時間値が0.06ppm以下であること
 注意報発令基準…1時間値が0.12ppm以上になり、その濃度が継続すると認められるとき
 警報発令基準…1時間値が0.24ppm以上になり、その濃度が継続すると認められるとき
 測定方法…紫外線吸光法

（令和2年度）

測定局	昼間の測定時間	昼間の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	昼間の日最高1時間値の年平均値
			日	時間	日	時間		
西宮市役所 a)	5,461	0.032	54	179	0	0	0.117	0.045
鳴尾支所	5,456	0.033	85	334	1	1	0.123	0.048
瓦木公民館	5,434	0.034	67	256	0	0	0.109	0.047
甲陵中学校	5,466	0.035	71	303	1	1	0.121	0.048
山口小学校	5,387	0.035	65	339	0	0	0.110	0.048
浜甲子園 b)	5,464	0.033	70	234	0	0	0.118	0.047

注 昼間とは、5時～20時までの時間帯をいう。また「昼間の日最高1時間値の年平均値」とは、5時から20時までの測定時間における最大1時間値を365日平均したものである。

a) 西宮市役所南館 b) 浜甲子園2丁目

資料 市環境保全課

9-23 大気汚染物質測定結果（続き）

(5) 浮遊粒子状物質（SPM）濃度

「浮遊粒子状物質」とは、大気中に比較的長時間滞留し、人の健康上有害な影響を与える粒径 10 μ m 以下のものをいう。

環境基準…1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m³以下であること

評価方法…1 日平均値と 1 時間値を環境基準と比較（短期的評価）

年間にわたる 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外して長期基準（0.1mg/m³）と比較（長期的評価）

（ただし、1 日平均値が長期基準を超える日が 2 日以上連続した場合は長期的評価を行わない）

測定方法…ベータ線吸収法

（令和 2 年度）

測定局	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が0.20mg/m ³ を 超えた時間数と その割合		日平均値が0.10mg/m ³ を 超えた日数と その割合		最高値 mg / m ³		日平均値 の 2 % 除外値 (mg / m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日が2日以上連続 したことの有無 a)	環境基準の長期 的評価による日 平均値が0.10mg/ m ³ を超えた日数
		時間	%	日	%	1時間値	日平均値			
西宮市役所 b)	0.018	0	0.0	0	0.0	0.114	0.086	0.045	○	0
鳴尾支所	0.017	0	0.0	0	0.0	0.109	0.075	0.041	○	0
瓦木公民館	0.015	0	0.0	0	0.0	0.101	0.078	0.037	○	0
甲陵中学校	0.017	0	0.0	0	0.0	0.116	0.085	0.044	○	0
山口小学校	0.016	0	0.0	0	0.0	0.127	0.086	0.038	○	0
浜甲子園 c)	0.014	0	0.0	0	0.0	0.095	0.075	0.038	○	0
六湛寺 d)	0.016	0	0.0	0	0.0	0.104	0.084	0.038	○	0
津門川 e)	0.016	0	0.0	0	0.0	0.102	0.083	0.039	○	0
河原 f)	0.016	0	0.0	0	0.0	0.118	0.082	0.038	○	0
甲子園 g)	0.014	0	0.0	0	0.0	0.102	0.074	0.037	○	0
塩瀬 h)	0.014	0	0.0	0	0.0	0.112	0.074	0.037	○	0

注 a) 有を×、無を○で表示

b) 西宮市役所南館 c) 浜甲子園 2 丁目 d) 西宮市役所議会棟横 e) 津門川ポンプ場 f) 市民運動場 g) 甲子園七番町

h) 塩瀬センター

資料 市環境保全課

(6) 微小粒子状物質（PM2.5）濃度

「微小粒子状物質（PM2.5）」とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、直径 2.5 μ m 以下のものをいう。

環境基準…1 年平均値が 15 μ g/m³以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μ g/m³以下であること

評価方法…1 日平均値の年間 98 パーセント値を短期基準（35 μ g/m³）と比較（短期的評価）

1 年平均値を長期基準（15 μ g/m³）と比較（長期的評価）

注意喚起発信基準…(1) 午前 5 時から 7 時の 1 時間値の平均が 85 μ g/m³を超えた場合

（各地域内の全測定局の上記 1 時間値全てを平均して判断する）

(2) 午前 5 時から 12 時の 1 時間値の平均が 80 μ g/m³を超えた場合

（各地域内の全測定局の上記 1 時間値を測定局毎に平均し、その最大値で判断する）

(3) (1) 及び(2)の他、日中の濃度上昇や気象状況等により日平均値が 70 μ g/m³を超えるおそれのある場合

測定方法…ベータ線吸収法

（令和 2 年度）

測定局	有効測定日数	平均値 (μ g/m ³)	日平均値の 年間 98 % 値 (μ g/ m ³)	日平均値が 35 μ g/ m ³ を 超えた日数	日平均値が 35 μ g/m ³ を超えた 日数の割合
浜甲子園 a)	353	10.6	25.7	2	0.6
津門川 b)	353	11.0	28.0	3	0.8
河原 c)	350	10.3	28.5	2	0.6
甲子園 d)	353	8.1	23.9	2	0.6
塩瀬 e)	350	7.9	23.9	1	0.3

注 a) 浜甲子園 2 丁目 b) 津門川ポンプ場 c) 市民運動場 d) 甲子園七番町 e) 塩瀬センター

資料 市環境保全課

9 保健、衛生及び環境

9-24 水質汚濁測定結果

定量下限値未満は「<」を用いて表記している。

調査地点欄内にある数字は、調査地点図の数字と対応している。(調査地点3~13は調査地点図(北部)に掲載。)

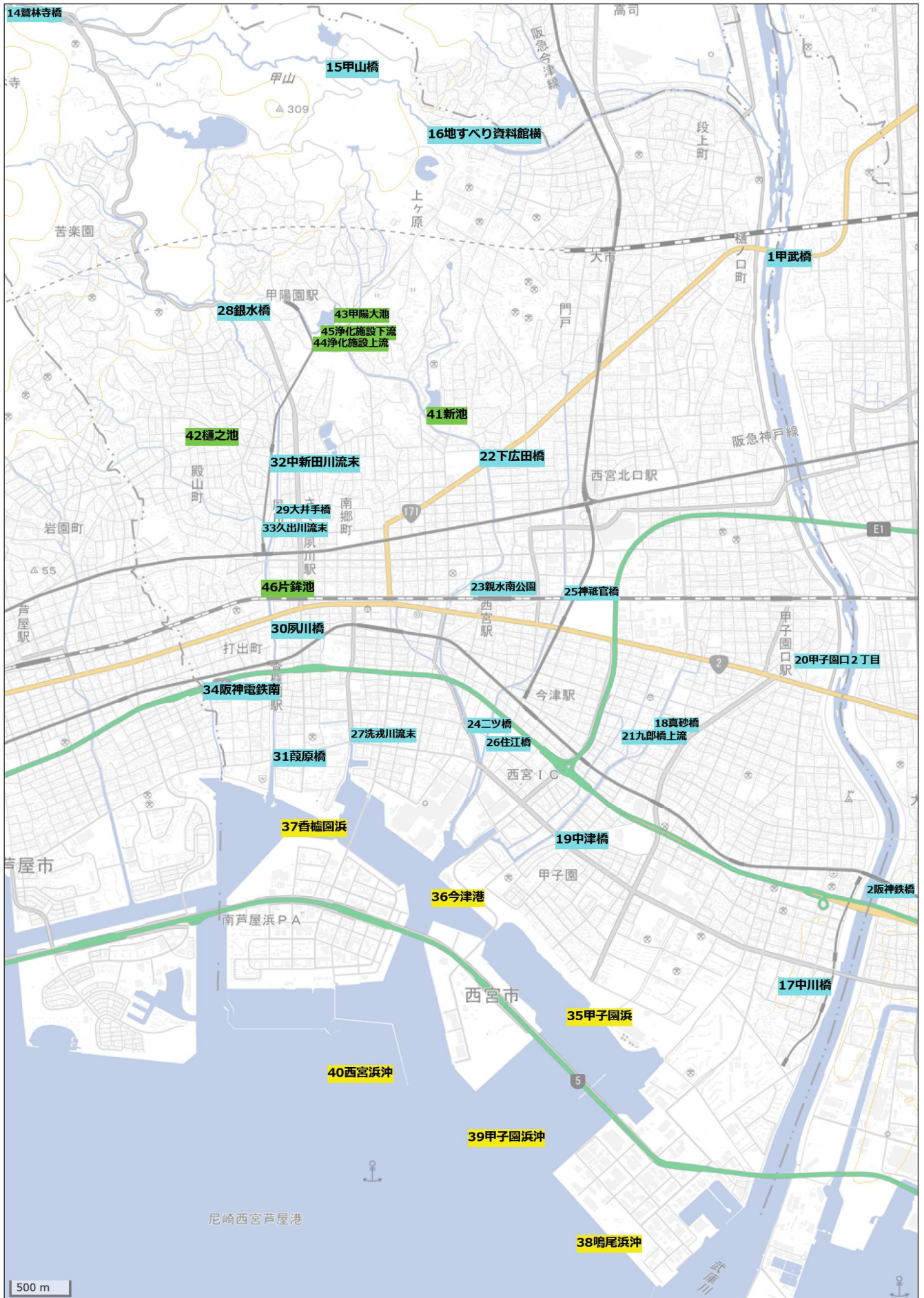
(令和2年度)

調査地点		水素イオン濃度(pH)		溶存酸素量(DO : mg/L)			生物化学的酸素要求量(BOD : mg/L)			化学的酸素要求量(COD : mg/L)			浮遊物質(SS : mg/L)		
		a)		b)			c)			d)			e)		
		最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小
武庫川	1 甲武橋	8.8	7.6	11	13	8.2	1.4	2.2	0.7	3.8	4.8	3.3	2	4	1
	2 阪神鉄橋	9.1	8.3	10	13	7.6	1.8	2.4	1.5	4.2	4.6	3.6	5	13	2
有馬川	3 明治橋	8.7	7.7	10	13	8.5	1.0	1.5	0.7	2.2	3.4	1.5	1	2	<1
西川	4 西久保橋	8.8	7.9	12	13	10	1.2	1.9	0.6	3.0	3.9	2.2	1	1	<1
船坂川	5 船坂橋	7.8	7.7	11	12	9.7	1.0	1.2	<0.5	1.0	1.3	0.7	1	1	<1
	6 下田橋下流	7.8	7.6	12	13	10	1.0	1.3	0.8	1.8	2.2	1.4	6	20	<1
	7 鍋倉橋	9.1	7.6	10	13	8.9	1.0	1.4	0.5	3.5	5.0	2.7	3	13	1
名塩川	8 農協南	9.0	8.2	11	13	10	1.0	1.5	0.6	2.6	3.1	2.1	1	1	<1
	9 流末	8.3	7.6	10	13	8.6	0.8	1.3	0.5	2.4	3.5	1.7	10	110	<1
尼子谷川	10 新尼子橋	8.3	8.0	9.5	11	8.3	0.7	0.9	<0.5	1.6	1.8	1.4	2	3	<1
太多田川	11 蓬萊峡山荘前	7.8	7.8	11	13	9.2	0.7	0.9	<0.5	1.1	1.6	0.7	1	1	<1
	12 千都橋	8.0	7.6	10	13	8.6	0.7	1.0	<0.5	1.0	1.4	0.6	1	2	<1
座頭谷川	13 流末	7.8	7.7	10	13	8.7	0.6	0.8	<0.5	0.6	0.7	0.6	<1	<1	<1
仁川	14 鷲林寺橋	8.0	7.7	11	12	9.8	1.0	1.8	0.6	1.3	1.8	0.6	1	1	<1
	15 甲山橋	8.2	7.7	11	12	8.5	1.2	2.2	0.7	2.4	3.0	1.7	1	3	<1
	16 地すべり資料館横	7.9	7.7	12	14	10	1.0	1.6	0.5	2.5	3.2	1.7	1	2	<1
鳴尾新川	17 中川橋	7.5	7.3	9.1	10	7.4	1.3	1.8	0.6	3.1	4.0	2.5	4	6	<1
新川	18 真砂橋	7.8	7.4	9.2	10	8.4	1.2	1.7	0.6	3.5	4.8	2.3	3	3	2
	19 中津橋	7.8	7.3	7.9	11	5.2	1.5	2.3	1.1	3.3	4.7	2.4	2	3	<1
新堀川	20 甲子園口2丁目	9.1	7.9	11	13	8.9	1.6	1.9	1.2	3.1	4.4	1.7	9	21	<1
野田川	21 九郎橋上流	8.5	7.6	8.8	13	5.7	1.6	1.9	1.4	3.4	4.2	2.8	2	3	1
東川	22 下広田橋	9.0	7.9	12	15	9.6	2.1	2.6	1.1	4.9	6.0	4.3	7	9	4
	23 親水南公園	9.4	8.0	13	17	9.6	2.0	2.9	1.2	4.7	7.1	3.0	5	10	1
	24 二ツ橋	7.9	7.7	8.9	10	6.4	1.1	1.3	0.6	3.8	4.1	3.2	3	6	1
津門川	25 神祇官橋	8.3	7.6	9.9	11	8.5	1.5	2.9	0.8	2.4	3.6	1.6	3	10	1
	26 住江橋	7.7	7.5	9.1	10	7.7	1.0	1.5	<0.5	2.5	2.8	2.1	2	3	1
洗戎川	27 流末	7.7	7.5	8.7	10	7.7	1.1	1.5	0.8	3.1	3.2	3.1	2	3	<1
夙川	28 銀水橋	7.7	6.7	11	13	8.9	0.8	1.1	0.5	2.1	2.3	1.6	3	10	<1
	29 大井手橋	8.8	6.9	12	13	10	1.2	1.6	<0.5	2.1	2.3	1.8	2	4	<1
	30 夙川橋	8.9	7.3	12	15	9.0	1.2	1.7	0.8	2.0	2.8	1.5	1	2	<1
	31 葭原橋	8.5	7.3	10	12	9.5	0.9	1.3	0.6	2.1	2.7	1.5	1	1	<1
中新田川	32 流末	9.8	8.5	11	14	9.0	1.0	1.6	0.6	2.7	4.3	1.6	1	1	<1
久出川	33 流末	8.9	7.8	12	15	9.8	1.1	1.6	<0.5	2.6	3.3	2.0	1	2	<1
堀切川	34 阪神電鉄南	8.7	7.7	8.4	11	5.4	1.7	2.1	1.2	3.1	3.9	2.2	3	3	<1
大阪湾	35 甲子園浜	8.7	7.9	11	16	8.3				4.6	6.6	2.3	5	12	<1
	36 今津港	8.8	7.9	11	15	7.4				4.2	7.7	2.3	4	8	<1
	37 香櫨園浜	9.0	8.0	12	17	8.3				5.1	8.6	2.8	5	16	<1
	38 鳴尾浜沖	8.9	8.1	11	15	9.3				4.2	7.2	2.8	3	6	<1
	39 甲子園浜沖	8.9	8.1	12	15	9.0				4.0	7.1	2.6	4	11	<1
	40 西宮浜沖	8.9	8.1	12	17	9.0				4.5	6.6	2.7	4	9	<1
	ため池	41 新池放流口	9.7	9.1	14	16	12	5.0	6.0	3.4	11	17	7.9	20	32
	42 樋之池放流口	8.2	8.0	9.9	12	7.9	3.7	5.4	1.6	9.9	15	5.3	11	15	8
	43 甲陽大池放流口	8.2	7.9	10	12	8.6	8.8	24	3.1	14	36	6.1	27	67	11
	44 甲陽大池礫間浄化施設上流	8.0	7.7	9.5	10	8.9	1.5	2.4	0.6	5.9	7.5	4.2	4	6	1
	45 甲陽大池礫間浄化施設下流	7.9	7.6	8.3	10	6.5	1.5	1.8	1.1	3.9	5.5	2.2	2	2	<1
	46 片鉾池	8.9	7.9	11	12	8.9	8.1	22	2.0	11	21	6.4	20	35	11

- 注 a) 水の酸性とアルカリ性の度合いを表す指標で、pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示す。河川や海域では、夏季などに植物プランクトンによる光合成が盛んになり、溶存酸素量が増えるため見かけ上pHが大きくなる(アルカリ性になる)ことがある。また、海水中には塩類が溶けているためアルカリ性になっている。
- b) 水中に溶け込んでいる酸素の量。溶存酸素量が少なくなると、魚介類などの水生生物のへい死を招く。清浄な水域ではほぼ飽和値に達しているが、汚濁が進んで水中の有機物が増えると、好気性微生物によって有機物の分解が起き、多量の酸素が消費されるので溶存酸素量が減少する(汚濁が進むほど数値は小さくなる)。植物プランクトンは冬季よりも夏季に盛んに光合成を行っているが、酸素は水温の低い冬季には溶けやすく、水温の高い夏季には溶けにくい。
- c) 水中の有機物が好気性微生物により、酸化分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標であり、汚濁が進むほど数値が大きくなる。(海域ではプランクトンが元々豊かに存在しており、分析対象外)
- d) 水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したもので、BODとともに有機汚濁を測る代表的な指標であり、海域や湖沼の水質汚濁状況の評価に用いられる。(汚濁が進むほど数値は大きくなる)
- e) 水中に浮遊または懸濁している直径が2mm以下の不溶性物質のことで、魚類のえらを詰まらせてへい死させることがある。浮遊物質が多くなる(数値が大きくなる)ほど、透視度・透明度等、外観が悪くなる。
- ※ 海域について、pHとDOは表層(水深0.5m)における値を、COD及びSSについては表層と水深2mの試料を等量混合して分析した値をそれぞれ記載している。

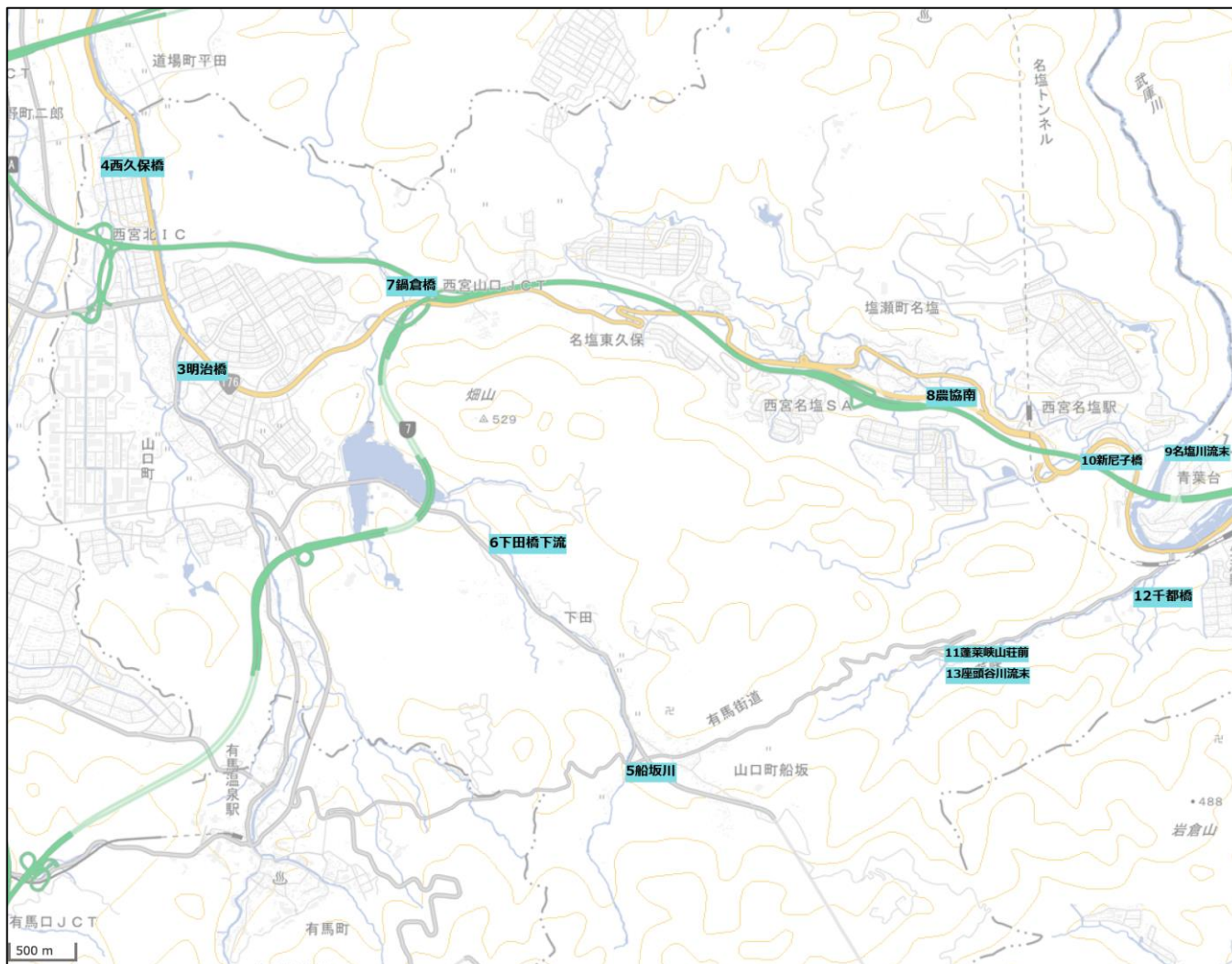
資料 市環境保全課

西宮市公共用水域（河川・海域・ため池）調査地点図（南部）



国土地理院発行の地理院地図に調査地点を追記して掲載している。

西宮市公共用水域 (河川・海域・ため池) 調査地点図 (北部)



国土地理院発行の地理院地図に調査地点を追記して掲載している。